

令和3年4月22日
学校健康推進課

住民訴訟の発生について

- 1 事件名 世田谷区便乗給食違法確認請求事件
- 2 訴状送達日 令和3年4月19日
(口頭弁論日 令和3年6月16日)
- 3 当事者 原告 甲
被告 世田谷区教育委員会

4 内容

原告は、令和3年1月7日付けで、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求書を提出し、世田谷区立小中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食（以下「特例給食」という。）を食している者から徴収する額に、光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたる旨を主張した。

世田谷区監査委員による監査の結果、教職員等が特例給食の提供を受ける場合に納付すべき額を、食材料費に相当する額と定める世田谷区学校給食費に関する規則及び世田谷区学校給食費に関する要綱は、教育委員会の裁量を超え、又はそれを濫用した違法があると認めるに足る事情はなく、また行政上実質的に妥当性を欠き、又は適当でないと認めるに足る事情もないことから、本件請求は理由がないものと認められ棄却された。

原告は、監査結果に不服があるものとして、地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、世田谷区立小中学校の教職員に対し、学校給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることが違法であることの確認のための住民訴訟を提起した。